

第1号議案 情報システム標準化に係る支援について

(東三河ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

国は、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的に、令和7年度までに、基幹系20業務に係る情報システムについて、国が策定する標準仕様に基づいたシステムへ移行（以下、「標準化」という。）することを自治体に求めています。

標準化においては、令和4年度に連携仕様が公開される予定であるなど、構築に係る詳細が未だ示されていないため、現時点にあっても全体計画の策定が困難な状況であります。

また、自治体の情報システムは、昭和60年代ごろから導入が始まり、その後、自治体ごとに対象業務の拡大、基盤システムの更改を繰り返し複雑化しているため、国の示すスケジュールでの標準化は短期間に膨大な作業が必要となり、自治体に過重な負担がかかることが予想されます。またベンダにおいても、令和7年度までに標準化対応するため、短期間で多くの技術者が必要となり、人材不足に陥る懸念があります。こうしたことから、令和7年度中の円滑な標準化の完了は困難な状況であります。

さらに、標準化にあたり国庫補助が用意されていますが、上限額の設定が低いため、自治体の費用負担は大きく、コロナ禍による財源不足が深刻な中で、予算措置が困難な状況にあります。

よって、国におかれては、**標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、自治体及びベンダと情報共有し標準仕様を早急に策定するとともに、移行完了時期について経過措置期間を設定するよう要望します。**

また、移行に係る経費を全額国庫負担とすることを要望します。

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第2号議案 災害等有事の際の公的給付における個人情報の利用の
緩和について

(西三河ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

市では、コロナ禍の対策において、しばしば各種法令の個人情報保護や守秘義務に係る規定により市民への支援が迅速に行えないことがあります。

これまで我が国の個人情報保護法制は、国、県、市町村等がそれぞれ独自のルールを定めているため、個人情報を共有しようにも、ルールの違いから容易にできませんでした。令和3年の法改正により個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度について統合後の法律で全国的な共通ルールを定めるとされたことから、今後は情報連携が円滑になることが期待されますが、有事においては、各機関が一体となって対応に当たれるように、個人情報の利用・提供制限を緩和する運用ルールの構築が必要です。

また、地方税法第22条において、守秘義務の観点から税情報の目的外利用を認めていないため、税情報を元に支援対象者の抽出をすることができず、低所得世帯を対象にしたいいわゆるプッシュ型の生活支援策を効率的に行うことができず、有事における迅速な支援ができないことが課題であります。

よって、国におかれては、**災害等有事の際に、基礎自治体は、多くの復旧、復興、生活支援策を実施しなければならないため、迅速できめ細かい施策を実施できるよう、有事においては個人情報の利用・提供に係る制限を緩和するような特別法を制定するなど、法制度の整備をするよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第3号議案 国民健康保険財政の安定化について

(西尾張ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

平成30年度の国の国保制度改革において、財政運営の主体が市町村から都道府県に移管されたことにより、市町村は県から示された納付金が支払えるだけの保険税（保険料）収入を確保するため、税（料）率を改定していく必要が生じました（以下税でのみ記述）。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は保険給付費が大幅に下落し、令和3年度は再び大きく上昇したことから、先般示された令和4年度納付金の本算定においては、昨年度と比較して納付金額が上昇しました。新制度下では、国保財政の健全化を図るため、市町村が保険税負担軽減を図るための一般会計からの法定外繰入を計画的に解消することが求められており、納付金の増加は保険税の増加につながる事となります。

よって、国におかれては、**都道府県及び市町村の国民健康保険の財政運営がより円滑なものとなるよう、都道府県に対する国の財政支援をさらに増額するよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第4号議案 介護保険制度における補足給付の見直しについて
(西尾張ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会
会長 山田 拓郎

介護保険施設における食費や居住費は、現在、介護保険給付の対象外であり、利用者本人の負担が原則とされていますが、低所得者に対しては一定の給付（補足給付）が支給されております。

これは、高齢化の進展により介護サービスの費用が年々増加するなか、介護保険料の上昇をできる限り抑えるために介護保険から給付される費用を効率化・重点化し、また、在宅で介護を受ける者との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう見直し、実施されているものです。

今般、さらなる負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、令和3年8月に預貯金要件や食費の負担限度額の見直しが行われました。この見直しによる要件変更により、給付対象者が対象外となったり、新たに設定された所得段階により、介護保険施設入所者の食費の自己負担額が1か月当たり約2万円の増額となるケースがあるなど、急激な負担増となる利用者もいます。

今後、高齢者人口のピークの到来や介護ニーズの高い85歳以上人口の急増が見込まれるなか、介護保険制度の持続可能性の確保のための見直しを不断に実施することは当然必要であるものの、低所得者に対する軽減制度の見直しについては、急激な負担の増加につながらないように実施していく必要があります。

よって、国におかれては、**介護保険制度における補足給付の認定要件及び負担限度額の見直しについて、より段階的な見直しとなるよう配慮するよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 5 号議案 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行
する際の自己負担額の増加に係る軽減措置について
(西尾張ブロック 提出)

令和 4 年 4 月 1 1 日提出

愛知県市長会
会長 山 田 拓 郎

障害福祉サービスの利用においては、介護保険サービスにより当該障害福祉サービスに相当するサービスがある場合には、原則、介護保険サービスを優先して利用することとされています。

障害者が 6 5 歳到達後に介護保険サービスへ移行する場合において、サービスに係る自己負担額が増額となる場合、一定の条件を満たす利用者に対しては、介護保険サービスに係る自己負担額について、申請に基づき高額障害福祉サービス費等給付費として支給されるようになっていきます。

一方で、4 0 歳から 6 4 歳までの介護保険の 2 号被保険者である障害者が介護保険サービスへ移行する場合には、高額障害福祉サービス等給付費の対象とされておらず、自己負担額が増加することとなり、利用者の経済的な負担が大きくなっています。また、市の業務においても、自己負担額の増加について利用者の理解を得ることが難しく、2 号被保険者の介護保険サービスへのスムーズな移行が困難となるケースも発生しています。

よって、国におかれては、**特定の障害福祉サービスを利用する障害者が介護保険サービスへ移行する際の自己負担額の増額に対する軽減措置である高額障害福祉サービス等給付費について、4 0 歳から 6 4 歳までの障害者にも対象を拡大するよう見直しを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第6号議案 入学のための転入者に対する自立支援給付の支給決定
及び費用支弁について

(知多ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

重度障がい者が大学へ入学するため、他県(他市)から転入した際は、転入した市において自立支援給付を支給決定することとされていますが、これに伴う給付費が多額となり、対象者1人に対して市負担額が年間1,000万円の見込みとなるケースも現実には生じております。

市では、あらかじめこうしたケースの発生を予測できないため、当該年度予算に負担額を計上することができず、財政計画に影響を及ぼすこととなります。

今後さらに重度障がい者の大学修学が増加した場合には、大学の近隣自治体の財政負担が過重になることも懸念されます。

厚生労働省作成の支援費関係Q&A集(平成14年8月)には、大学に通う身体障がい者の学生が親元から仕送りを受けている場合、親元の居住地である自治体が援護の実施者となる旨、記載されており、高額な給付費が発生する重度障がい者については、こうした従前の取扱いの方が、転入先の市の財政的混乱を招かず、ひいては本人が安心した生活を送ることにも資すると考えます。

よって、国におかれては、**大学に通う目的で転入された重度障がい者に係る自立支援給付の支給決定及び費用支弁について、親の経済的保護下にある大学在学中においては転入前の自治体の実施主体となるよう制度改正を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第7号議案 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供のある
療養施設等の整備について

(西三河ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

自宅療養する陽性者の健康観察は保健所業務となっており、中核市が設置する保健所においても、自宅療養者数が少ない時は対応可能ですが、一時、毎日100人単位で陽性者が発生し、対応に人手が足りない状況となりました。

電話による聞き取りが出来ない患者がいた場合、万が一を想定して、自宅を訪問し生存確認を行います。自宅療養者が増えるにつれ、音信不通となる頻度が増え、対応に苦慮しました。

よって、国におかれては、**症状のある自宅療養者は、連絡が遅れると手遅れになる可能性が高いこと、また、自宅療養者の健康観察を行う保健所職員の精神的・肉体的負担が大きいことから、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保について十分な財政支援や人材支援の対策を講じるとともに、市民が自宅や施設においても安心して療養できる体制確保に向けて、国が主導して必要な制度を構築することを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 8 号議案 狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）の継続について

（知多ブロック 提出）

令和 4 年 4 月 1 1 日提出

愛知県市長会

会長 山 田 拓 郎

狭あい道路の解消は、生活道路の安全な通行確保や、消防車・救急車等の緊急車両の通行確保、火災延焼の防止等、安心・安全なまちの形成を図るために重要な事業です。

そのため、国の補助制度である「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」を活用し、4メートル未満の道路の用地取得、整備を進め、狭あい道路の解消に努めているところです。

当該事業が打ち切られることとなれば、現在行っている事業の進捗に遅れが生じ、良好な市街地の形成の推進に支障をきたすこととなります。

よって、国におかれては、**令和 5 年度末に交付金終了予定となっている「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」の継続について要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 9 号議案 重要港湾衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)におけるふ頭整備について

(西三河ブロック 提出)

令和 4 年 4 月 1 1 日提出

愛知県市長会

会長 山 田 拓 郎

衣浦港は、知多及び西三河地域などの物流・生産活動を支える工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所が立地するなど、地域のエネルギー拠点として中部地域の「ものづくり」産業を支える重要な港であります。近年、衣浦港においては、背後の自動車関連産業などから発生する金属スクラップに加え、バイオマス発電やコロナ禍による衛生用紙製品の需要の高まりによる木材チップ輸入等の取扱貨物の増加に伴い、岸壁の取扱能力が逼迫する見込みとなっています。また、船舶大型化への対応、背後用地と一体利用できる岸壁の不足、船舶の混雑、喫水調整による非効率な荷役といった課題が顕著となっております。さらに、南海トラフ地震など大規模災害への備えとして必要な耐震強化岸壁も不足しています。耐震強化岸壁は、緊急物資を扱う防災拠点としてだけでなく「日本一のものづくり愛知」を支える港として、安定供給によって地域の経済活動を継続するために必要な機能です。

衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)に新たなふ頭整備を行い、こうした課題を解消するとともに、新たなふ頭に貨物を移転・集約することで物流機能のさらなる強化を図ることができます。また、カーボンニュートラルポートへの動きが加速しており、循環資源の流通網の拡大や船舶の陸上電力供給の推進、荷役機械のFC(燃料電池)化等による港湾・物流活動のグリーン化に期待が寄せられています。国際競争力の強化、カーボンニュートラルに繋がる新たなふ頭整備は、今後、衣浦港及び背後圏の地域が発展していくために不可欠と考えます。

よって、国におかれては、**国際競争力の強化やカーボンニュートラルの促進を図るとともに防災機能を高めるため、衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)に、国際海上貨物の取扱拠点となる水深12mの耐震強化岸壁及びこれにアクセスする臨港道路の事業化を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第10号議案 地球温暖化対策に係る財政措置等について

(知多ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

国は、令和3年(2021年)4月に、2030年までの温室効果ガスの削減目標を2013年と比較して46%減とすることを表明するとともに、2050年までにゼロカーボンシティを実現するよう地方公共団体に要請しております。

しかし、その実現においては、市が保有する公共施設のZEB化、太陽光発電設備の拡充、省エネ設備の導入促進、市内の事業者や市民に対する補助事業の拡充、普及啓発事業の実施、協議体の設置等の必要性があり、市単独では財政的、技術的及び人的負担が大きく、事業の推進が困難です。

よって、国におかれては、**地方公共団体による地球温暖化対策の実施に関して、継続的、かつ、より一層の財政措置並びに技術的及び人的な支援を要望します。**

また、**大量の温室効果ガスを排出する企業・事業所が所在する市がゼロカーボンシティを実現するためには、抜本的な技術革新、生産設備更新等の対応が必要となるが、市単独での支援は困難であるため、国における当該企業・事業所に対する財政的及び技術的支援の一層の拡充を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第11号議案 脱炭素社会の実現に向けた大規模水素サプライチェーンの構築について

(知多ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すため、水素の需要拡大と安定的な利用のためのサプライチェーン構築を目指し、産業界全体で横断的に水素大規模利用の可能性の検討が進められています。

中部圏においては、中部圏水素利用協議会が設立され、利用の可能性が検討されていますが、ランニングコストで年間約200億円弱の赤字が発生し、初期投資に受入基地、配送設備、需要家設備を合わせて1,000億円超が必要であると試算されています。

その他に、技術面では、各種設備の大型化技術開発及びコスト低減、制度面では、水素の受入・配送に関わる法規制といった課題があります。

よって、国におかれては、**大規模水素サプライチェーンの構築に向け、初期投資及びランニングコスト逆輸への補助、事業自立化に向けた研究開発支援、大規模水素の受入・配送の観点での産業横断的な規制の見直しをしていただくよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 1 2 号議案 プラスチックの分別収集及び再商品化に係る地方財政措置について

(東尾張ブロック 提出)

令和 4 年 4 月 1 1 日提出

愛知県市長会

会長 山 田 拓 郎

令和 4 年 4 月 1 日施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村は家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

すでに再商品化を行っているプラスチック製容器包装は容器メーカーなどの事業者が商品化に係る費用を負担する仕組みとなっており、市町村は再商品化に係る費用の一部を負担するのみとなっています。

しかし、このたび新たに再商品化の対象となるプラスチック製品については、分別収集を実施した市町村が再商品化に係る費用の全額を負担する仕組みとなっており、市町村の財政的負担が新たに生じることが課題となっています。

よって、国におかれては、**プラスチックの分別収集及び再商品化を実施することに対し、市町村が負担する費用の全額が特別交付税として財政措置がなされることを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第13号議案 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について
(名古屋ブロック、東尾張ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会
会長 山田 拓郎

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。

愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

亜炭鉱は石油等の輸入増大により昭和40年代にその全てが閉鎖されましたが、それ以降、採掘跡（亜炭鉱廃坑）に起因する陥没が度々発生しています。民家等に被害があつてからの対応では手遅れであり、陥没があつた地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

亜炭鉱廃坑の周辺地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいことから、安全な市街地の開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第14号議案 外来生物の防除に係る位置づけの明確化及び財政支援について

(東三河ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

外来生物は、地域の生態系の保全に多大な影響を与えているのみならず、種別によっては市民の生命・財産を損傷するおそれがあるほか、社会経済活動にも深刻な影響を与えるおそれがあります。

外来生物は、その繁殖力の強さから目撃件数が増加の一途であり、市民から駆除の要望等が多く寄せられています。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）第11条では防除を行うのは国とされていますが、地方公共団体や外来生物に侵入された民有地の管理者等が個別に防除を実施しているのが実情です。

効果的に防除を進めていくには、外来生物法において地方公共団体をはじめとする各主体の役割を明確にすると同時に、各主体に対する国からの財政的支援を拡充させる必要があります。

よって、国におかれては、**外来生物法に基づく防除について、国主体の防除を基本としつつ、法律上における地方公共団体等の役割を明確にすることを要望します。**

また、**地方公共団体が実施する外来生物対策に必要な財源については、役割に応じて負担金や補助金、地方交付税における特別交付税措置など、国による継続的かつ効果的な財政支援を図ることを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 15 号議案 スクールソーシャルワーカー配置に伴う財政支援について

(知多ブロック 提出)

令和 4 年 4 月 11 日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

児童生徒を取り巻く環境の複雑化・多様化により、スクールソーシャルワーカーの訪問件数は年々増加し、一人ひとりに対する支援のための時間確保が困難な状況となっております。

また、対応件数が多くなることで、虐待など緊急の要請があった場合に迅速な対応をとれないケースが増えることが想定されます。そのため、スクールソーシャルワーカーの勤務時間数の増加や増員の必要性が生じていますが、現在の財政措置では配置人員増等の予算措置は極めて困難な状況です。

よって、国におかれては、**スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や保護者等との面談等により、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応のため、スクールソーシャルワーカー配置に係る補助（スクールソーシャルワーカー活用事業）について、補助割合の引上げなど、市町村に対するさらなる財政支援の拡充を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第16号議案 学校における医療的ケアのための看護師配置事業について

(知多ブロック、西三河ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田拓郎

医療的ケア児が増加傾向にある中、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体等には、医療的ケア児が地域の学校に通うことができるよう体制の整備を図ることが責務として明確化されました。

医療的ケア児のインクルーシブ教育を推進するため、環境整備に必要な看護師等の配置については、国の補助制度がありますが、厚生労働省の医療的ケア児保育支援事業における保育所への看護師等配置の補助割合が3/4であるのに対し、教育支援体制整備事業費補助金での学校における医療的ケアのための看護師配置の補助割合は1/3とされています。対象の学校すべてに週5日看護師等を配置するには多額の費用が必要であり、市にとって大きな財政負担となっております。

よって、国におかれては、**すべての医療的ケア児が、希望する地域の学校に安心して通学することができるよう、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の国庫補助率を引き上げるなど、さらなる財政支援の拡充を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第17号議案 学校給食に関する制度の見直しについて

(東三河ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

学校給食の実施において、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応などの安全な給食の提供と、子どもたちの健全な育成のための食育の推進が強く求められています。

その中で、特に重要な役割を担っている栄養教諭は、業務負担が重く、人手が足りない状況であるため、配置基準の見直しを行い、学校給食の充実を図る必要があります。

また、少子高齢化の進む中、社会全体で次世代を担う子どもたちを育てていくことが求められており、国の負担による子育て支援策として、学校給食費の保護者負担の軽減が求められています。

よって、国におかれては、**学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に欠かせないものであり、制度をさらに充実し、食育推進を図る必要があるため、栄養教諭を増員するよう配置基準の見直しを要望します。**

また、少子化が進む中、子育て支援として、国の責任において、**義務教育における学校給食について無償による提供の制度化を行うよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第18号議案 少人数学級（35人学級）の拡大及び児童生徒数の増加に伴う教室改修費用について
(東尾張ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会
会長 山田 拓郎

国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和3年4月1日から学年の進行に合わせて学級編制の標準を40人から35人に段階的に引き下げる措置を講じています。

この少人数学級の拡充を受け、各市において普通教室が新たに不足することになり、急遽教室を確保する必要がありますが、学校の新設や増設は、将来人口推計から、将来世代に過度の負担を残す可能性があるため、普通教室数の不足に対しては、学区の見直しや既存施設改修により対応することを考えております。

学区見直しには相当の時間を要する上、地理的な限界から普通教室の不足を解消するには至らないため、既存施設改修が必須となります。令和4年度から、学校施設環境改善交付金の補助下限額の引き下げが予定されておりますが、補助対象外経費である備品消耗品やICT整備委託料など教室改修に付随する費用も市にとって大きな財政負担となっており、今回の引き下げ措置が少人数学級（35人学級）の完成まで行われることが必要です。

よって、国におかれては、**少人数学級の拡充を推進する中、普通教室不足に対応するための小規模改修費用について、継続的な財政支援を行うよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第19号議案 小中学校施設の整備に対する財政支援の拡充について

(知多ブロック 提出)

令和4年4月11日提出

愛知県市長会

会長 山田 拓郎

小中学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす重要な学習・生活の場であり、安心安全な学校生活を送れるようにするために、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

建築後50年以上経過している建物も多く、長寿命化計画に基づき、財政負担の平準化を図りながら、計画的に建替を進める必要があります。

現行の学校施設環境改善交付金では、構造上危険な状態にある建物や不適格建物の改築に該当しない場合は、交付金が利用できず、該当する場合も対象経費の算定基準が厳しく、補助率も低いため、建替え計画を進めるうえで、市の財政負担が大きくなり、実施が困難になることが想定されます。

よって、国におかれては、**小中学校施設について、老朽化対策として、建物等の改築（建替え）に関し、長寿命化計画に基づき財政負担の平準化をするため、必要な建築後50年以上経過した建物等の改築（建替え）を対象とする学校施設環境改善交付金などの制度の拡大や補助率の拡充を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第13条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 20 号議案 学校施設の空調設備設置に特化した補助金の創設等について

(知多ブロック、西三河ブロック 提出)

令和 4 年 4 月 11 日提出

愛知県市長会

会長 山 田 拓 郎

学校施設において、近年の猛暑により、児童・生徒及び教職員が健康に異常をきたすほどの状況でありましたが、平成 30 年度第一次補正予算で 1 年の時限措置として創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」により、普通教室を中心に空調設備を整備することができました。

しかし、普通教室と同じように利用頻度の高い特別教室や体育館、柔剣道場への空調設備の設置は進んでいないため、猛暑により子ども達の健康が脅かされる状況が続いています。

学校施設の老朽化がピークを迎える中、子ども達の多様なニーズに応じた学習環境を整えることは急務です。特に、学校施設の空調設備の整備を、体育館など老朽化が進む建物と同時並行で推進することは、現在の交付金の補助率では非常に厳しく、財政的にも負担が生じています。

よって、国におかれては、**国が目指す良好な室内環境を確保し、児童生徒の多様な活動を可能とする新しい時代に向けた学校施設が整備できるよう、小中学校の空調設備設置に特化した補助金の創設、または、エアコン設置に対する学校施設環境改善交付金について対象経費や補助率を拡充し、継続的かつ確実な財政支援を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第 2 1 号議案 学校給食施設建設における財政的支援について
(知多ブロック 提出)

令和 4 年 4 月 1 1 日提出

愛知県市長会
会長 山 田 拓 郎

学校給食は、「学校給食法」に定めるとおり、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で極めて重要な役割を担っています。

また、「学校給食衛生管理基準」が法律上明確に位置付けられ、学校給食における衛生管理の徹底が求められています。

施設・設備の老朽化が著しい学校給食施設については、衛生管理の徹底といった課題も解決する必要がある、新たな学校給食施設の整備が急務となっております。

学校給食施設の整備にあたっては、「学校施設環境改善交付金」による財政的支援がありますが、多数の自治体において、老朽化や統廃合による学校給食施設の整備が行われ、自治体の計画事業量に見合った採択が、当初予算においては不確実であります。加えて、同交付金の配分基礎額と、実工事費との間に大きな乖離があり、市の財政負担が大きいことも課題となっております。

よって、国におかれては、**安全で安心な学校給食の提供を維持できるように、「学校施設環境改善交付金」の確実な採択や、補助基準額の拡大など財政的支援を強く要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。